

枚方市規則第 28 号

枚方市職員の退職手当に関する条例施行規則及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(枚方市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 枚方市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和53年枚方市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1号区分の項第1号中「者」の次に「（一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この表において「一般任期付職員」という。）を除く。以下この表において「給与条例別表第2適用職員」という。）」を加え、同項第2号中「者」の次に「（一般任期付職員を除く。以下「給与条例別表第4適用職員」という。）」を加え、同表第2号区分の項及び第3号区分の項中「給与条例別表第2の適用を受けていた者」を「給与条例別表第2適用職員」に、「給与条例別表第4の適用を受けていた者」を「給与条例別表第4適用職員」に改め、同表第4号区分の項第1号中「給与条例別表第2の適用を受けていた者」を「給与条例別表第2適用職員」に改め、同項第2号中「給与条例別表第4の適用を受けていた者」を「給与条例別表第4適用職員」に改め、同項第3号中「者」の次に「（一般任期付職員を除く。以下「給与条例別表第5適用職員」という。）」を加え、同表第5号区分の項第1号中「給与条例別表第2の適用を受けていた者」を「給与条例別表第2適用職員」に改め、同項第2号中「者」の次に「（一般任期付職員を除く。以下「給与条例別表第3適用職員」という。）」を加え、同項第3号中「給与条例別表第4の適用を受けていた者」を「給与条例別表第4適用職員」に改め、同項第4号中「給与条例別表第5の適用を受けていた者」を「給与条例別表第5適用職員」に改め、同表第6号区分の項第1号中「給与条例別表第2の適用を受けていた者」を「給与条例別表第2適用職員」に改め、同項第2号中「給与条例別表第3の適用を受けていた者」を「給与条例別表第3適用職員」に改め、同項第3号中「給与条例別表第5の適用を受けていた者」を「給与条例別表第5適用職員」に改める。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和61年枚方市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「採用された職員」の次に「（任命権者が定める同条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）」を加える。

第7条第1項中「場合」の次に「（第4号から第7号までに掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）」を加える。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。